

随意契約理由書

件名	オーパススポーツ施設情報システム豊中市卓球の最大セット数等の変更業務
契約の相手方	一般財団法人関西情報センター
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	本システムは独自開発のものであり、本業務はシステムの管理・保守を行っている一般財団法人関西情報センターにしか取り扱うことができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適さないため、一般財団法人関西情報センターと随意契約を結ぶものとする。
備考	